



司法支援建築会議の活動報告

司法支援建築会議
運営委員長

緑川光正



司法支援建築会議は、建築関係訴訟に関して、学会が保持する公正中立な立場から、裁判所および国の裁判外紛争処理機関に対する支援、ならびに裁判例等の建築紛争情報を調査・分析した成果の公表をもって学会会員への啓発と建築の学術・技術・芸術の進展に、さらに社会公共に寄与することを目的としています。これにより紛争の発生を未然に防ぐこと、紛争が発生して訴訟に至った場合にはその裁判期間を短縮することに貢献し、さらには建築物の品質向上につながることを期待されます。一方、この貴重な成果を経験の蓄積として公開することについては、多大な困難があることも認識しています。まず、和解・示談に至ったケースについては、守秘義務があり公開されません。さらに、判決が出ている場合でも、訴訟記録の閲覧を請求することができるにもかかわらず、その公開は特別に法律系の雑誌などに紹介されるものを除いては行われていませんでしたが、判決書の写しの貸与が限定的な形ながらも再開されました。個人情報保護を重視する傾向は認識しつつ、一方で法廷で判決されたものは公的資料という考え方があり、具体的な案件に対して、今後、調査・分析の成果をどのように一般社会のものとするかについての仕組みづくりを裁判所とともに考えているところです。本年度は運営委員会のもとに三つの部会を擁して活動しました。運営委員会は主として活動全般の企画・運営を、支援部会（部会長：鈴木秀三）、調査研究部会（部会長：苅谷邦彦）、普及・交流部会（部会長：井上勝夫）は当会議の目的とする具体的な事業を実施しました。

1. 支部組織の整備

支部は北海道、東北、東海、近畿が設置されており、地方における司法支援活動の活性化、地方裁判所と会議

会員との交流を行っています。

2. 裁判所等への支援

支援部会では、最高裁判所民事局を通じて地方裁判所に民事調停委員候補者 58 名（東京地裁 43 名、大阪地裁 5 名、東京簡裁 7 名、八王子簡裁 2 名、町田簡裁 1 名）、鑑定人候補者 1 名（国土交通省中央建設工事紛争審査会）を推薦しました。

3. 調査研究活動

裁判所の都合で中断していましたが、判決書の調査・分析を行い、鑑定等の質をさらに向上させることを目的に、東京地方裁判所より判決書の写しの貸与が再開されました。2022 年度より調査・分析を再開し、しかるべき方法で会議会員へ公開し、その後、どのように一般社会のものとするかについての仕組みを裁判所とともに検討していきたいと考えています。

4. 会員等への情報発信・啓発活動

普及・交流部会では、2020 年大会関連行事として企画した第 10 回建築紛争フォーラム「住宅の建築紛争事例に見る専門家の説明責任」を中止しましたが、2021 年 5 月に全体シンポジウムとして開催いたしました（参加者 75 名）。また、会報第 20 号の発行、本会議パンフレットの増刷、本会議ホームページの更新を行いました。

5. 登録会員数

412 名（2022 年 3 月現在）。2021 年度は関東地区の調停委員経験者へ推薦依頼を行い、他の地区も合わせ 17 名に会議会員となっていただきました。

2021 年度会議支部活動報告

○北海道支部

羽山広文

2021 年度活動状況および 2022 年度運営体制は以下のとおり。

1. 2021 年度活動状況

2021 年度建築関係訴訟連絡協議会（民事三部との意見交換会・建築専門家調停委員、同専門委員を含む）を 2021 年 12 月 16 日、札幌地方裁判所にて実施し、以下の講演と意見交換が行われた。(1)羽山広文（司法支援建築会議北海道支部運営委員長）「水にまつわる建築トラブルー原因と教訓」、(2)間明宏充（民事第三部判事）「民事第三部における調停の運営・活用方針に関する協議」、(3)平井卓郎（民事調停委員）「木造 4 号建築物の構造トラブルとその背景ー積雪寒冷地の実情」



学会大会にあわせて行われる2022年9月4日開催予定の第11回建築紛争フォーラム「積雪寒冷地特有の建築紛争の現状と課題」の企画案を検討した。

支部運営会議（オンライン）を3回（2021年4月16日、7月30日、2022年4月13日）、地裁民事三部との建築訴訟フォーラム開催に関する打合せを1回（2021年9月30日）実施した。

2. 2022年度運営体制

2022年度は、羽山広文運営委員長、運営委員横山隆（代表幹事）、十河哲也（幹事）、川岸信夫、向山松秀、田中淳一の体制で支部の運営を行うこととした。

3. 新任調停委員等

北海道支部の推薦により、2021年4月1日付けで再任調停委員6名、新規調停委員3名、再任専門委員4名、2021年10月1日付けで新任調停委員1名が任用された。
（司法支援建築会議北海道支部運営委員長／北海道大学名誉教授）

○東北支部

吉野 博

2021年度は、「日本建築学会司法支援建築会議東北支部第1回講演会」を2021年5月15日にオンラインで開催し、以下の三つの主題解説をもとに議論した。主題解説1「青森県における建築紛争事例について」加藤彰（青森県建築士事務所協会会長）、主題解説2「岩手県における建築紛争事例について」佐々木章（岩手県建築士事務所協会副会長）、主題解説3「宮城県における建築紛争事例について」中居浩二（運営委員）。

また、2022年3月22日には、仙台地方裁判所 齊藤充洋判事を学会支部の事務局にお招きし運営委員との懇談会を開催し、建築紛争に関わる現状や未然防止策に関してご教示いただき、意見交換した。会場での参加者は5名、オンラインでの参加者は4名であった。

運営委員会は3回開催し、第8回（2021年11月2日）では、①本部運営委員会の報告、②仙台地方裁判所との情報交換会の企画、③次年度の支部総会時の講演会の企画、について、第9回（2022年2月10日）では、①仙台地方裁判所との情報交換の実施方針、②次年度の支部総会時の講演会の実施方針、③新任運営委員の紹介、第10回（2022年3月30日）では、①仙台地方裁判所との情報交換会の開催報告、②次年度の支部総会時の講演会の具体的な進め方、について議論した。

（司法支援建築会議東北支部運営委員長／東北大学名誉教授）

○東海支部

加藤幸治

小野徹郎先生から加藤が運営委員長を引継ぎいたしました。

コロナ禍において2021年度は、人数を25名と今までの約半数に制限のうえ、以下の協議会を開催した。

1. 第11回建築関係協議会

日 時：2021年10月13日（水）14：30～16：30

場 所：名古屋高等裁判所大会議室12階

参加人数：25名（建築専門家12名、裁判官12名、書記官1名）

基調講演：開催しないこととした

協議事項：一般住宅のリフォームトラブルに関する問題について

事例紹介として（4名の建築専門家）

1) リフォームをめぐるトラブルについて

事案1. マンションのクロス貼替トラブルについて

事案2. 木造住宅外壁塗装リフォーム

事案3. 鉄骨3階建住宅全面リフォーム

2) 工事中の追加未払いについて

3) リフォーム工事箇所と内容図面と見積書がないことについて

4) リフォーム工事に関する調停事件の問題点について

2. 「第11回建築関係協議会企画」打ち合わせ会

開催数：2021年5月20日、7月13日、8月24日、9月30日の計4回

会 場：名古屋地方裁判所民事7部調停室

出席者：8名

内 容：日程、参加者、議題確認、発表者のタイムスケジュール、配布資料、今後の方針について

（司法支援建築会議東海支部運営委員長／元愛知江南短期大学教授）

○近畿支部

鈴木計夫

第21回「司法支援建築会議講演会」を、コロナ禍で2年延長し、2022年5月12日に開催した。

2022年2月を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収まる気配がなく、候補に挙げていた5月12日を次の候補日とした。その開催を、支部で検討した結果、感染拡大は収まりつつあるようであり、再度延期すると大変遅くなってしまふことから、5月12日に開催を決定した。

開催から1カ月たった今でも収束の気配は特に見受けられないので、5月12日に開催してよかったと判断している。例年の参加者が100名を越えているのに対し、今回の参加者は84名と少なかったが、コロナの影響を考えると成功裏に終わったと言える。

【裁判】地球上では、色々な国々が争いをしているが、裁判の争いを私は“争い”とは見ていない。人間個人個人は、全く異なった成長環境と現在の仕事分野であるが、裁判によって同じ事項に対し意見を出し合い、視野の拡大、相互の理解が進む、と見てもよいのではないかと。勿論“争い”的なことが起こるかもしれないが、それによって個人の世界がより広くなる、ということでもあろう。

【退任】筆者は運営委員会委員を約10年、その後、近

畿支部の運営委員長を13,4年務めてきましたが、来年90歳にもなりますので、席を譲ることとし、後任として元京都工芸繊維大学の小坂郁夫先生にお願いしました。これまでの皆様のご厚意、本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願いたします。

(司法支援建築会議近畿支部運営委員長／
大阪大学名誉教授)

第21回司法支援建築会議講演会報告

建築紛争の現状と課題 (その6) —大阪地方裁判所における建築裁判から—

鈴木計夫

本講演会は、東京、東京、大阪、の順序で行われているが、新型コロナウイルス感染症の影響で予定より1年延期し、2021年度開催と決めていたが、それをさらに延長して、2022年5月12日の開催となった。参加者は例年100人を大きく超えていたが、今回は84人であった。感染症の影響であろう。

講演会の司会は西邦弘(キンキ総合設計)と樋笠康男(長田建築事務所)の二人、記録は小林陽一(安井建築設計事務所)と白沢吉衛(日建設計)であった。

挨拶 鈴木計夫(司法支援建築会議近畿支部運営委員長／
大阪大学名誉教授)

1. 司法支援建築会議の活動

緑川光正(司法支援建築会議運営委員会委員長／
北海道大学名誉教授)

司法支援建築会議の設立、司法支援の仕組みと構成、各支部の報告の説明があった。

次に最近の5年間の本会議から裁判所への推薦人として、鑑定人138人、調停委員906人、専門委員17人との報告がなされた。なお、これらのほか、ADR(裁判外紛争解決)等にも支援活動を行っていることが紹介された。

2. 建築紛争の解決と裁判所及び専門家の役割について

中川博文(大阪地方裁判所第10民事部総括判事)

まず、第10民事部は、建築紛争の担当部署であるという説明がなされ、そこで専門家の関与が示された。

- ・鑑定は費用もかかるため最近は少なく、100件のうち1、2件程度である。専門委員・調停委員の関与で済ませることが多い。
- ・専門委員は裁判所のアドバイザー的立場から専門的意見を提供するもので、その助言により和解・解決となる。
- ・付調停の調停委員は、専門家として意見を述べて争点を整理、ないし紛争解決するもので、意見を述べるだけの専門委員とは異なり、迅速な解決が図れる。

3. 地盤掘削、盛土・擁壁工事に関する紛争事例

高幣喜文(タカヘイ建築技術研究所主宰)

地盤掘削・盛土・擁壁工事に関する紛争の3事例が紹介された。

事例1:既存擁壁上に二段擁壁として施工された工事の瑕疵が争点となり、原因や予見の可能性、補修工法ついて鑑定が行われた。

事例2:細径鋼管杭支持力、擁壁工事の瑕疵が争点となった事案では、地盤調査や基礎支持力の詳細検討を行い、ひびわれの原因、補修方法の鑑定が行われた。

事例3:近隣建物の不同沈下、その沈下の鑑定測量が行われ、その原因と責任論の争点が多岐にわたり、長期化した。このような場合の期間短縮の留意点が説明された。

4. 敷地越境による建物移動・擁壁の不具合による紛争事例

南 勝喜(NAM設計研究所代表)

建築紛争について2つの事例が紹介された。

事例1:鉄骨造2階建て店舗の案件で、原告は1階店舗床からの浸水被害に関連して、設計より2.8度回転して建物を建てたため、24cmほど建物が敷地越境して争うこととなった。

事例2:擁壁の不具合に関する紛争事例で、マンション竣工後30年余り経った頃、擁壁の傾斜が確認された。傾斜の原因、年数もあり、理由の明確化は極めて困難であった。補強方法、費用負担等についてなかなか折り合いが付かなかったが、専門家からアースアンカー方式の補強法の提案があり、円満解決となった。

5. 住宅の雨漏りに関する紛争事例

玉水新吾(「ドクター住まい」代表)

雨漏りを起こす要因として、風量・風向き・風速・継続時間等が要因となるが、木質系住宅として①軒の出なし、②外壁通気層なし、③陸屋根等、が挙げられる。これに対し、適切な材料使用、適切な施工、特に外部から見える、見えない(一次・二次)の汚水工事を行うことが強調された。これで雨漏りは生じないようである。

6. 特別講演「民法改正が及ぼす建築界への影響」

永田雄一(大阪地方裁判所判事)

建築関係訴訟は年間全国で2,000件前後あり、工事総数から見ればわずかである。民法改正から2年経過したが、改正法が適用される事案は多くはないので、これがどのように、どの程度影響があるかはわかっていない。

7. パネルディスカッション

司会:鈴木計夫

パネリスト:高幣喜文、南 勝喜、玉水新吾、永田雄一

パネルディスカッションは、前もって提出された質問に各パネリストが回答するという方式で行われたが、参加者からの質問のうち4件のみ以下に示す。

Q1:柱の支持方法について、契約図面と異なる仮設工法で施工された場合どうなるのでしょうか。

Q2:瑕疵と不具合の意味の違いについて教えてください。

Q3:鑑定書の内容が専門的な場合、裁判所ではどのよ

うに対応されているのですか。

Q4：擁壁設計の際、想定外の地下水位の影響に対する留意事項を教えてください。

(より詳細な情報はホームページを御覧ください)

閉会挨拶

小坂郁夫 (司法支援建築会議近畿支部運営委員会・次期運営委員長)

たいへんわかりやすい講演とパネルディスカッションであった。司法支援建築会議は紛争を防ぐ目的で今後も活動いたします。



講演会風景



パネルディスカッション

(司法支援建築会議近畿支部運営委員長／
大阪大学名誉教授)

建築紛争処理の支援に携わって

後藤伸一

1991年頃から現在まで、国土交通省のADR(紛争審査会)委員として建築事件に携わっている。日本建築学会推薦の地裁の調停委員は2009年から、専門委員は2015年からなので、ついこの間始まったと思っていた裁判所通いも既に10年以上が経過してしまった。近年は設計・監理を巡る紛争が主な担当で、いずれも身につまされる事件が多く気は重いが、実際には委託者、受託者双方に問題があると思われる事件が大半で、簡単に白黒はつかず、判断にも悩むばかりである。契約の成否や業務の履行、成果物の評価等をめぐる争いでは、委託者側は建築するために役に立たなかったものは単なる画餅であると考え、一方受託者は依頼者のためにこれだけ仕事をしたのに使い捨てられたと考えがちで、双方の主張の隔たりは大きく感情的対立は容易には収まらない。特に設計者は委託者との思い込みに近い信頼関係を頼りに大切な契約を曖昧にして漫然と業務を進捗させているケースも多く、どうも初手から契約というと、委託者に嫌われるのでは等々と考えている節もあり厄介である。

裁判所では上記とは別に借地非訟事件の鑑定委員にも任命され、先日7年目でその任を終えたが、結構な数の借地非訟鑑定案件を経験させてもらった。弁護士、不動産鑑定士、建築士各1名がチームとなって、借地非訟の申立て事案を現地調査のうえで鑑定するもので、建築士

としては申告された建替案の法的検証等が主な仕事であるが、道路に接していない土地、狭隘な敷地、狭小な建築物も多く、日本の大都市部の建築環境の現実をあらためて考えさせられる事案が多かったように思う。

一方で、司法支援建築会議に所属していると、時折地方の裁判所依頼による建築事件の技術鑑定を頼まれることがあり、今まで千葉、京都、山梨、茨城などで集合住宅の防水性能や換気能力の検証、遮音や振動被害に係る事件等について、各専門家と協働し、鑑定人として鑑定書を作成した。調停は時には解決に向けてバランスを考慮した定性的な根拠による判断が必要とされるが、鑑定は全く逆に定性的な判断を挟むのはご法度で、極力定量的なデータを根拠に演繹的な判断を積み上げることになる。同じ紛争解決に向けた道筋ではあるが、両者の業務は全く異なり、鑑定は作業的にも相当な難行苦行である。

実は現在もまだ担当事件等は続いており、今後も微力ながらももう少し建築紛争処理の支援に貢献できればと思う。
(ゴウ総合計画株式会社代表取締役)

開催予告

第11回建築紛争フォーラム (建築CPD | 4単位)

「積雪寒冷地特有の建築紛争の現状と課題」

日時：2022年9月4日(日) 13:30~17:00

会場：オンライン

内容(すべて仮題)：

1. 基調講演「札幌地裁における建築事件訴訟の取り組みについて」
2. 事例報告
 - ①建築紛争／弁護士の立場から調停の活用の提案(争点を複雑にしないために)
 - ②木造建築／構造瑕疵
 - ③断熱・結露／結露発生の事例紹介
 - ④建築計画／本州と北海道で建築設計を経験して

申込方法：建築学会 HP「催し物・公募」欄参照

第22回司法支援建築会議講演会 (建築CPD | 4単位)

「自然災害を巡る建築紛争の予防と対応」

日時：2022年12月9日(金) 13:00~17:00

会場：建築会館ホール(東京都港区芝5-26-20)

申込方法：10月に建築学会 HP「催し物・公募」欄へ掲載

【編集】司法支援建築会議普及・交流部会

【表紙デザイン】桑原淳司

【発行所】〒108-8414 東京都港区芝5-26-20

一般社団法人 日本建築学会 司法支援建築会議

【発行人】田辺新一

TEL.03-3456-2051 FAX.03-3456-2058

<http://news-sv.aj.or.jp/shien/s0/>

E-Mail: shiho@aj.or.jp